

令和8年5月12日 美郷町農業委員会会議録

令和8年5月12日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	11番	齋 藤 美由木
2番	継 田 竜 也	12番	高 橋 国 広
3番	高 橋 広 樹	13番	佐々木 竜 孝
4番	奥 山 秀 治	14番	加 藤 堅之助
6番	深 田 秋 彦	15番	高 橋 秀 行
7番	山 田 貞 子	16番	細 井 千代文
8番	高 橋 孝 人	17番	高 橋 正 尚
10番	深 沢 靖		

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は、次のとおり

5番	小 西 嘉 之
9番	高 橋 一 平

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

局 長	高 橋 絹 子
農地調整班長	梅 川 茂 男
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- | | | |
|-----|---------------|----------------------------------------------|
| 第 1 | 議事録署名員の指名について | |
| 第 2 | 議案第 1 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 第 3 | 議案第 1 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 第 4 | 議案第 1 4 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請） |
| 第 5 | 議案第 1 5 号 | 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について |

会長 高橋 正尚 午前 9 時 4 5 分本委員会の閉会を告げた。

令和8年5月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和8年5月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時45分
5. 議事録署名委員 1番 佐々木 定 廣
2番 継 田 竜 也

- 議 長 それでは、ただ今から令和8年第5回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、1番、佐々木委員、2番、継田委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第12号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第12号、申請番号48番から申請番号62番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号48番、千畑地区の畑1筆、4, 459㎡、渡人は○○○さん、○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は負債整理のための資金が必要となったため、近隣で耕作している受人に売買するものです。売買価格は総額○○○円です。
申請番号49番、千畑地区の畑1筆、233㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は負債整理のための資金が必要となったため、近隣で耕作している受人に売買するものです。売買価格は総額○○○円です。
申請番号50番、千畑地区の田1筆、3, 491㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は高齢により農地を手放したく、現在耕作している受人に売買するものです。売買価格は10aあたり○○○円です。
申請番号51番、千畑地区の田4筆、498㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は県外に居住する予定のため、農地を手放したく売買するものです。受人は、当該地に隣接する住宅及び宅地と同時に取得し、今回の案件が議決されますとすぐに引っ越しすることになっております。

売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号52番、仙南地区の田1筆、1,038㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢のため農地を手放したく、現在耕作している受人へ譲渡するものです。両者の話し合いにより対価はありません。

申請番号53番、千畑地区の田16筆、26,109㎡、渡人は秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業の繰上げ償還に伴う売買です。

売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、使用貸借権です。

申請番号54番、仙南地区の田17筆、畑2筆、計19筆、64,534㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。期間は10年間です。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号55番、千畑地区の田9筆、11,934㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号56番、六郷地区の田2筆、3,566㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もいないことから、近隣で耕作している受人へ耕作依頼するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号57番、六郷地区の田4筆、6,559㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号58番、仙南地区の田6筆、畑1筆、計7筆、5,855.42㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号59番、仙南地区の田2筆、4,938㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号60番、仙南地区の田2筆、12,087㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号61番、仙南地区の田3筆、6,387㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号62番、仙南地区の田1筆、1,292㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号48番から申請番号62番までの15件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第12号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号48番から申請番号62番までについてですが、本人案件、家族案件がありますので、まずは、申請番号48番から申請番号52番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号48番から申請番号52番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号48番から申請番号52番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号53番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私○番委員が退席をし、議長を交代いたします。

○番委員 退席 午前9時06分

【 議長交代 】

●議 長 それでは、申請番号53番についてこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号53番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号53番については、原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時07分

●議 長 暫時休憩します。 午前9時07分

【 議長交代 】

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時08分

●議 長 次に、申請番号54番についてですが、家族案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時08分

- 議 長 それでは、申請番号54番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号54番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号54番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時09分

- 議 長 次に、申請番号55番から申請番号62番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号55番から申請番号62番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号55番から申請番号62番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第2、議案第12号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第13号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第13号、申請番号1番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号1番、仙南地区の田1筆、83㎡、申請人は○○○さんです。
既存の農業用倉庫が手狭となったことから、倉庫の新設を計画しましたが、自宅敷地内には適地がなかったため、今後の作業効率や利便性を考慮し、当該地を選定したものです。面積は、農業用倉庫39.75㎡、通路・雪捨て場・緩衝地43.25㎡です。総事業費は○○○円で全額借入資金です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行令第4条第2号イに該当するものと判断しております。この案件につきましては、1ページに位置図、2ページに公図の写し、3ページに参考資料として周辺図、4ページに配置図、5ページに平面図・立面図を添付しております。以上です。
- 議 長 議案第13号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。
3番委員 申請番号1番について調査の報告をいたします。
4月27日に、高橋国広委員、山田貞子委員とともに現地に赴き、○○○さん立会いのもと、現地を確認し調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 申請番号1番の調査の報告が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第3、議案第13号については原案のとおり許可相当と意見決定します。

- 議 長 次に、日程第4、議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第14号について事務局より説明願います。

- 農地調整班長 【 議案第14号、申請番号410番から申請番号457番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに公社特例事業による所有権移転です。

以下3件の受人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は5月29日です。

申請番号410番、千畑地区の田1筆、1,015㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。当該地は渡人の自宅から離れており、耕作不便となっていたため、近隣で耕作している購入予定者へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。申請番号411番、千畑地区の田3筆、6,472㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は高齢になり、後継者も町外に居住していることから農地を手放したく、現に耕作している購入予定者へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号412番、仙南地区の田8筆、17,433㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。公社特例事業で渡人から農業公社を経由して売買するものです。渡人が離農するため、購入予定者は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

以下4件は、4月総会で所有者から秋田県農業公社へ売買した案件です。

渡人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は5月29日です。

申請番号413番、千畑地区の田1筆、3,014㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号414番、千畑地区の田4筆、3,355㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号415番、六郷地区の田4筆、3,837㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号416番、六郷地区の田2筆、1,215㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号417番、千畑地区の田11筆、畑3筆、計19,244㎡、渡人

は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年6か月間です。

申請番号418番、千畑地区の田15筆、畑1筆、計19,533㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年6か月間です。

申請番号419番、千畑地区の田1筆、1,034㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号420番、千畑地区の田5筆、5,418㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号421番、千畑地区の田4筆、4,564.8㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号422番、千畑地区の田2筆、1,876㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号423番、千畑地区の田3筆、6,972㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年8か月間です。

申請番号424番、千畑地区の田4筆、17,697㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年8か月間です。

申請番号425番、千畑地区の田11筆、25,538㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年8か月間です。

申請番号426番、千畑地区の田4筆、14,071㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年8か月間です。

申請番号427番、千畑地区の田7筆、24,203㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年8か月間です。

申請番号428番、千畑地区の田2筆、12,456㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年8か月間です。

申請番号429番、千畑地区の田1筆、4,833㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年8か月間です。

申請番号430番、千畑地区の田1筆、1,545㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号431番、千畑地区の田1筆、5,936㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号432番、千畑地区の田7筆、24,923㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号433番、千畑地区の田3筆、8,843㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号434番、千畑地区の田5筆、9,754㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号435番、千畑地区の田1筆、1,870㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号436番、千畑地区の田5筆、11,490㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は7年6か月間です。

申請番号437番、千畑地区の田1筆、1,412㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号438番、千畑地区の田4筆、6,834㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号439番、六郷地区の田2筆、1,879㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号440番、六郷地区の田8筆、21,401㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年9か月間です。

申請番号441番、六郷地区の田1筆、211㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年9か月間です。

申請番号442番、六郷地区の田6筆、1,954㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は17年9か月間です。

申請番号443番、六郷地区の田13筆、13,105㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は19年9か月間です。

申請番号444番、六郷地区の田11筆、9,326㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は19年8か月間です。

申請番号445番、六郷地区の田12筆、25,125㎡、渡人は〇〇〇さ

ん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号446番、仙南地区の田1筆、677㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号447番、仙南地区の田2筆、2,643㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号448番、仙南地区の田1筆、17,597㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年9か月間です。

申請番号449番、仙南地区の田2筆、6,353㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号450番、仙南地区の田7筆、8,828㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年11か月間です。

申請番号451番、仙南地区の田1筆、5,900㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年9か月間です。

申請番号452番、仙南地区の田4筆、5,251㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号453番、千畑地区の田1筆、1,541㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年8か月間です。

申請番号454番、仙南地区の田2筆、3,077㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は18年間です。

申請番号455番、千畑地区の田1筆、3,658㎡、渡人は〇〇〇さん名義で所有者不存在、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

当該農地はこれまでも利用権設定をしていましたが、所有者の〇〇〇さんが令和7年9月2日に死亡し、法定相続人がおらず、所有者不存在農地となっております。受人からの申し出により、所定の手続きを経て今回利用権設定するものです。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号456番、仙南地区の田2筆、8,216㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。

親子間の経営移譲に伴う権利移転のためです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号457番、仙南地区の田4筆、18,130㎡、渡人は〇〇〇さん、

受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。
親子間の経営移譲に伴う権利移転のためです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号410番から申請番号457番までの48件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上です。

●議 長 議案第14号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号410番から申請番号457番までについてですが、家族案件がありますので、まずは、申請番号410番から申請番号455番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

15番委員 申請番号455番についてお聞きいたします。

所有者不存在農地ということでしたが、今後出てくる可能性がありますので、詳しい説明をお願いします。

●事務局長 ご説明いたします。

所有者不明農地ということで、農業委員会で親、配偶者、子まで探索して、それでもどなたもいらっしゃらない場合、この手続きに進みます。

流れとしましては、所有者が亡くなって配偶者、子までいないようであれば、こちらの方で探索し、2か月間公示をします。

それでも誰からも申出がなかったため、供託といった形で契約をすることになりました。機構への利用権の設定は最長40年ですけれども、今回は、10年の利用権設定となっております。

ちなみに、今、もう1件同じような形で探索中の方がおりますので、今後こういうケースが出てくる可能性があると思われれます。以上です。

15番委員 対価〇〇〇円とありますが、これはどのようになりますか。

●事務局長 供託となりますので、国に入ることになります。

14番委員 公社の手数料はどうなりますか。

●事務局長 公社の手数料はかかりません。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時35分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時40分

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号410番から申請番号455番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号410番から申請番号455番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号456番、457番についてですが、家族案件ですので、農

業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時40分

●議 長 それでは、申請番号456番、457番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号456番、457番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号456番、457番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時41分

●議 長 よって日程第4、議案第14号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第15号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程し議題とします。議案第15号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第15号について、議案書をもとに朗読、説明 】

このことについては、美郷町農業委員会の令和7年度の実施状況等について、5月末まで公表することとなっております。

37ページは農林業センサスや農政課からの数値により現状を表しております。

38ページからは最適化活動の実施状況です。(1)農地の集積の②目標ですが、集積率85%に対しまして、③実績が83.3%となっております。ほ場整備事業に伴う担い手への集積が進んでいる一方、高齢化による離農や受け手の許容耕作面積の限界もあり、わずかに達成できておりません。

(2)遊休農地の解消です。委員による現場調査及び検証に基づく指導等により一部解消したものもありましたが、後継者不在等により新規に加えた農地もあり、遊休面積は増減なしとなっております。引き続き、所有者への聴き取りや指導、関係機関と協議しながら解消に努めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

39ページ中段以降は(3)新規参入の促進です。②目標では過去3年間の権利移動した面積の平均の1割を目標面積とするという取り決めがありますので、7.7haが目標面積となっております。令和7年度は、面積は1haでしたが、新規参入者が2名おりました。

40ページの2最適化活動の活動目標ですが、1人あたりの活動日数は1か月あたり6日が目標でした。また活動強化月間は3回設定しておりました。

活動記録簿の集計、及び活動強化目標への取り組み状況から41ページの目標達成状況の評語は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。

42ページの事務の実施状況です。1は総会の開催日数です。2は農地法第3条の許可件数で105件、3は農地転用に関する県への審査会の件数で10件、4は違反転用で0件でした。説明は以上です。

- 議 長 議案第15号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
- 議 長 議案第15号について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 それでは、議案第15号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については原案のとおり承認いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和8年第5回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時45分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和8年5月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 定 廣

議事録署名委員 継 田 竜 也